

## 仙台市土木工事週休2日モデル工事実施要領

(令和2年7月20日 都市整備局長決裁)

### (趣旨)

第1条 地域建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等「担い手」の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日確保による建設現場の就労環境改善が求められる。本要領は、地域建設産業における週休2日確保に向けた課題把握とともに就労環境改善に向けた意識涵養を目的として、仙台市が施行する土木工事の週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施方法)

第2条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、別紙1に基づき、入札公告及び特記仕様書に、モデル工事である旨を明示するものとする。

2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を現場閉所の日（以下「休工期」という。）とすることを前提とし、別紙2に基づき工期設定を行うものとする。

3 モデル工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない。）までとする。

4 モデル工事の対象期間中、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工期とする。ただし、現場の特性等に応じて、別の日に休工期を振り替えできるものとし、その場合においては、4週8休を基本とするものとする。なお、天候等により休工期、作業日を振り替えた場合は休工期として認めるものとする。

5 受注者は、工事に着手するまでに、第3項及び第4項の条件を満たす実施工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

6 受注者は、休工期を労働者等が勤務を要しない日（休暇を含む。以下「休日等」という。）とすることとし、下請企業を含む現場の労働者等に対して、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

7 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休工期に現場作業を行う場合は、事前に発注者にその理由を書面で提出するものとする。

### (実施確認)

第3条 受注者は、前条第5項の実施工程表に基づき、別紙3を参考とし、休工期と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。

2 計画書は、月単位を原則とし、初回の提出は、工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、翌月の作業開始前までに行うものとする。

3 受注者は、発注者に提出した計画書の翌月1日から7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に別紙4の記載例を参考とし、計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

(積算方法等)

第4条 発注者は精算時に、別紙5に基づき、必要な条件を満たした場合は、間接工事費の補正を行うものとする。

(アンケート調査の実施)

第5条 受注者は、工事が完成した日から10日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。

2 監督職員は、受注者から提出されたアンケート調査の回答を速やかに仙台市都市整備局技術管理室へ提出するものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、第2条第5項及び第3条に基づく提出書類から休日等の取得の実施が確認できた場合は、工程管理の項目における「休日の確保を行っている」及び、「その他」に「本工事は、週休2日モデル工事であり、累計休工達成率が100%以上であることから、週休2日の休工を実施した。」と記載し評価を行う。

2 発注者は、受注者が計画書どおりに休日等の確保ができなかった場合において、工事成績評定の減点を行わないものとする。

附 則（令和2年 7月20日）

1 この要領は、令和2年 8月 1日から施行する。

2 本要領の施行前に仙台市週休2日モデル工事試行要領（平成30年4月26日 仙台市設計基準策定委員会策定）において入札公告されたものについても本要領にて実施したものとみなす。

## 入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日モデル工事」である旨の明示

### 1. 入札公告への明示

週休 2 日モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

#### 入札参加者募集要項【別記】

##### 1. 対象工事の概要 その他

- ・本工事は、週休 2 日モデル工事の対象工事である。

### 2. 特記仕様書への明示

週休 2 日モデル工事は、特記仕様書に以下のとおり記載するものとする。

#### 特記仕様書

##### 第〇条 週休 2 日モデル工事

本工事は、週休 2 日モデル工事の対象工事である。実施に当たっては、仙台市土木工事週休 2 日モデル工事実施要領により行う。実施要領は仙台市ホームページ

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>) で確認のこと

## 週休 2 日モデル工事の工期設定の考え方

以下により適切な工期設定を行うこと。

### 1. 準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定することとする。

以下に記載がない工種区分については、最低 3 0 日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	4 0 日	舗装工事（修繕）	6 0 日
河川・道路構造物工事	4 0 日	共同溝工事	8 0 日
海岸工事	4 0 日	トンネル工事	8 0 日
道路改良工事	4 0 日	砂防・地すべり等工事	3 0 日
鋼橋架設工事	9 0 日	道路維持工事	5 0 日
P C 橋工事	7 0 日	河川維持工事	3 0 日
橋梁保全工事	6 0 日	電線共同溝工事	9 0 日
舗装工事（新設）	5 0 日		

### 2. 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ数は基本 1 パーティで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

### 3. 雨休率

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日及び降雪期（暴風等の気象条件も含む）の年間の発生率（雨休率）については、0. 7 とし、雨休率を見込んだ不稼働日数は以下の例のとおり算出する。

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法

例：不稼働日数 = 施工に必要な実日数（1 0 0 日） × 雨休率 0. 7 = 7 0 日

### 4. その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

#### ① 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

#### ② 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

#### ③ その他

上記①、②以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

### 5. 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、2 0 日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

## 週休 2 日モデル工事の間接工事費の補正について

### 1. 間接工事費の補正方法

受注者が週休 2 日の休工を実施できた場合は、精算時に、間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

【共通仮設費】 1. 0 2

【現場管理費】 1. 0 4

### 2. 週休 2 日の休工の考え方

週休 2 日の休工は累計休工日達成率で判断するものとし、累計休工日達成率が 100% 以上の場合は、週休 2 日の休工を実施したものとする。

なお、累計休工日達成率は「実績休工日の累計日数」 / 「計画休工日の累計日数」とし、期間は現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了（後片付け期間は含まない）するまでの間とする。ただし、年末年始 6 日間、と夏期休暇 3 日間を除くものとする。

また、休工日は現場の閉所とし、技術者の内勤は可とする。

#### ※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所を設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く)

#### ※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。